資料６（旧法等の条文）

旧民法（抜粋）

家督相続関係

第９６４條　家督相續ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス
一　戸主ノ死亡、隠居又ハ國籍喪失
二　戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リ其家ヲ去リタルトキ
三　女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫離婚

第９６５條　家督相續ハ被相續人ノ住所ニ於テ開始ス

第９６６條　家督相續回復ノ請求權ハ家督相續人又ハ其法定代理人カ相續權侵害ノ事實ヲ知リタル時ヨリ五年間之ヲ行ワサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス相續開始ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第９６７條　相續財産ニ關スル費用ハ其財産中ヨリ之ヲ支辨ス　但家督相續人ノ過失ニ因ルモノハ此限ニ在ラス
前項ニ掲ケタル費用ハ遺留分權利者カ贈與ノ滅殺ニ因リテ得タル財産ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ要セス

家督相續人

第９６８條　胎児ハ家督相續ニ付イテハ既ニ生マレタルモノト看做ス
前項ノ規定ハ胎児カ死體ニテ生マレタルトキハ之ヲ適用セス

第９７０條　被相續人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル
一　親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
二　親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
三　親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス
四　親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
五　前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス
第８３６條ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取消シタル者ハ家督相續ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生レタルモノト看做ス

第９７２條　第七百三十七條及ヒ第七百三十八條ノ規定ニ依リテ家族ト爲リタル直系卑屬ハ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬ナキ場合ニ限リ第九百七十條ニ定メタル順序ニ從ヒテ家督相續人ト爲ル

（参照条文）

第７３７條　戸主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者ハ戸主ノ同意ヲ得テ其家族ト爲コトヲ得
但其者カ他家ノ家族タルトキハ其家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
前項ニ掲ケタル者カ未成年者ナルトキハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第７３８條　婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者カ其配偶者又ハ養親ノ親族ニ非サル自己ノ親族ヲ婚家又ハ養家ノ家族ト爲サント欲スルトキハ前條ノ規定ニ依ル外其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ其家ニ在ル自己ノ直系卑屬ヲ自家ノ家族ト爲サント欲スルトキ亦同シ

第９７３條　法定ノ推定家督相續人ハ其姉妹ノ爲ニスル養子縁組ニ因リテ其相續權ヲ害セラルルコトナシ

第９７４條　第九百七十條及ヒ第九百七十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人タルヘキ者カ家督相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ第九百七十條及ヒ第九百七十二條ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ家督相續人ト爲ル

第９７９條　法定ノ推定家督相續人ナキトキハ被相續人ハ家督相續人ヲ指定スルコトヲ得　此指定ハ法定ノ推定家督相續人アルニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ

家督相續人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ規定ハ死亡又ハ隱居ニ因ル家督相續ノ場合ニノミ之ヲ適用ス

第９８０條　家督相續人ノ指定及ヒ其取消ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス

第９８２條　法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相續人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス

第一　配偶者　但家女ナルトキ
第二　兄弟
第三　姉妹
第四　第一號ニ該当セサル配偶者
第五　兄弟姉妹ノ直系卑屬

第９８４條　第九百八十二條ノ規定ニヨリテ家督相續人タル者ナキトキハ家ニ或ル直系尊屬中親等ノ最モ近キ者家督相續人ト為ル　但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

第９８５條　前條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス

親族會ハ正当ノ事由アル場合ニ限リ前二項ノ規定ニ拘ハラス裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得

第９８８條　隱居者及ヒ入夫婚姻ヲ為ス女戸主ハ確定日付アル證書ニ依リテ其財産ヲ留保スルコトヲ得　但家督相續人ノ遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス

遺産相續関係

第９９２條　遺産相續ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス

第９９３條　第九百六十五條乃至第九百六十八條ノ規定ハ遺産相續ニ之ヲ準用ス

遺産相續人

第９９４條　被相續人ノ直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺産相續人ト為ル

一　親等ノ異ナリタル者ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
二　親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相續人ト為ル

第９９５條　前條ノ規定ニ依リテ遺産相續人タルヘキ者カ相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ前條ノ規定ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産相續人ト為ル

第９９６條　前二條ノ規定ニ依リテ遺産相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相續ヲ為スヘキ者ノ順位左ノ如シ

第一　配偶者
第二　直系尊屬
第三　戸主

前項第二號ノ場合ニ於テハ第九百九十四條ノ規定ヲ準用ス

第１００４條　同順位ノ相續人数人アルトキハ其各自ノ相續分ハ相均シキモノトス
但直系卑屬数人アルトキハ庶子及ヒ私生子ノ相續分ハ嫡出子ノ相續分ノ二分ノ一トス

第１００５條　第九百九十五條ノ規定ニ依リテ相續人タル直系卑屬ノ相續分ハ其直系尊屬カ受クヘカリシモノニ同シ　但直系卑屬数人アルトキハ其各自ノ直系尊屬カ得クヘカリシ部分ニ付キ前條ノ規定ニ從ヒテ其相續分ヲ定ム第千六條　被相續人ハ前二條ノ規定ニ拘ハラス遺言ヲ以テ共同相續人ノ相續分ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得
但被相續人又ハ第三者ハ遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス
被相續人カ共同相續人中ノ一人若クハ数人ノ相續分ノミヲ定メ又ハ之ヲ定メシメタルトキハ他ノ共同相續人ノ相續分ハ前二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

民法応急措置法　条文（抜粋）

第３条　戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない。
第７条　家督相続に関する規定は、これを適用しない。
２　相続については、第８条及び第９条の規定によるの外、遺産相続に関する規定に従う。
第８条　直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹は、その順序により相続人となる。
２　配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従う。
一　直系卑属とともに相続人であるときは、３分の１とする。
二　直系尊属とともに相続人であるときは、２分の１とする。
三　兄弟姉妹とともに相続人であるときは、３分の２とする。
第９条　兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の規定に従う。
一　直系卑属のみが相続人てあるとき、又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の２分の１とする。
二　その他の場合は、被相続人の財産の３分の１とする。

附　則

１　この法律は、日本国憲法施行の日（昭和２２・５・３）からこれを施行する。
２　この法律は、昭和２３年１月１日から、その効力を失う。

民法　附則（昭和二二年一二月二二日法律第二二二号）抜粋

第１条　この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第２５条　応急措置法施行前に開始した相続に関しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。

○２　応急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に旧法によれば家督相続人を選定しなければならない場合には、その相続に関しては、新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に関しては開始しなかつたものとみなし、第二十八条の規定を準用する。

第２６条　応急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の継子は、新法施行後に開始する相続に関しては、嫡出である子と同一の権利義務を有する。

○２　前項の戸主であつた者について応急措置法施行後新法施行前に相続が開始した場合には、前項の継子は、相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、第二十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

○３　前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が応急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第２７条　第二十五条第二項本文の場合を除いて、日本国憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人となるはずであつた者は、家督相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができる。

○２　前項の規定による相続財産の分配について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に対し協議に代わる処分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

○３　前項の場合には、家事審判所は、相続財産の状態、分配を受ける者の員数及び資力、被相続人の生前行為又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第２８条　応急措置法施行の際戸主であつた者が応急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がないときは新法によるその相続人は、その者に対し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

資料７

民法（相続編・抜粋）

（相続開始の原因）

第８８２条　相続は、死亡によって開始する。

（相続開始の場所）

第８８３条　相続は、被相続人の住所において開始する。

第二章　相続人

（相続に関する胎児の権利能力）

第８８６条　胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

２　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

（子及びその代襲者等の相続権）

第８８７条　被相続人の子は、相続人となる。

２　被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

３　前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第８８９条　次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一　被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二　被相続人の兄弟姉妹

２　第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

（配偶者の相続権）

第８９０条　被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第８９１条　次に掲げる者は、相続人となることができない。

一　故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二　被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。た

だし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

三　詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者

四　詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者

五　相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

第三章　相続の効力

第二節　相続分

（法定相続分）

第９００条　同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一　子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

二　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。

三　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。

四　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

（代襲相続人の相続分）

第９０１条　第八百八十七条第二項又は第三項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

２　前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

資料　8

相続分野の改正民法成立

相続分野の規定を約40年ぶりに見直す改正民法など関連法が6日、参院本会議で可決、成立した。残された配偶者が自身が死去するまで今の住居に住める「配偶者居住権」を創設し、生活資金を確保しやすくする。生前に書き残す自筆証書遺言を全国の法務局で保管する制度も導入する。紛失などのリスクを減らし、利便性を高める。2020年7月までに順次施行する。

上川陽子法相は6日の記者会見で「高齢化の進展に対応した大変重要な見直しだ。国民の皆様に十分に周知を徹底する」と述べた。

法改正のポイントは3つ。1つは、残された配偶者の保護を手厚くしたことだ。居住権を得られれば、残された配偶者は住まいを確保するために住居の所有権を取得する必要がなくなる。遺産分割では預貯金など他の遺産の取り分を増やし、老後の生活資金にあてることも可能になる。居住権のみなら、所有権を取得する場合よりも評価額が低くなるためだ。

婚姻期間20年以上の夫婦であれば、住居を生前贈与するか遺産で贈与の意思を示せば住居を遺産分割の対象から外す優遇措置も設けた。実質的に配偶者の遺産の取り分は増える。高齢になった配偶者が生活に困らないようにする狙いがある。

2つ目は、介護や看護をした人に報いる制度を盛り込んだ。被相続人の死後、相続人以外で介護や看護をしていた人が、相続人に金銭を請求できるようにする。息子の妻が義父母を介護していたケースなどを想定する。

3つ目は、自筆証書遺言の利便性と信頼性を高める。自筆証書遺言は、作成過程に公証人がかかわる公正証書遺言と異なり、被相続人が自分一人で自由に書くことができる。ただ、内容に問題があっても死後まで分からず、信頼性に欠けるとの批判がある。本人が自宅に保管したり、金融機関の金庫に預けたりしているため、相続人が存在を知らないケースもある。

全国の法務局で遺言を保管できるようにし、相続をめぐるトラブルを未然に防ぐ。なりすましが起こらないよう、預ける本人が法務局に出向き、遺言書保管官が本人確認をする。日付や名前が記載され、印鑑が押されているかどうかなども事前にチェックする。

法務省によると、法務局に預ける際は一定の手数料がかかる。額は調整中だが数千円程度を想定しており、金融機関などに預ける場合より安価になる見通しだ。ただ、遺言の執行も担う弁護士や財産の管理も請け負うことが多い金融機関では公正証書遺言を使うことが大半。すみ分けができ、民業圧迫につながる懸念は低いという。

課題もある。付帯決議は「多様に変化する家族のあり方を尊重し、保護を検討する」ことを盛り込んだ。法律婚に対象を限定することに対し、立憲民主党などから批判があがっているものの、具体的な検討作業は進んでいない。

自筆証書遺言の存在が遺言者の死後に相続人に時間を置かず通知される仕組みも不可欠だ。戸籍やマイナンバーと連動させたシステムを検討し、死亡届が提出された場合、法務局から相続人に通知できるようにする。

◆配偶者保護手厚く
◆介護した人に金銭
◆法務局が遺言保管

配偶者居住権のイメージ
（夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割するケース）

